

❗ 資産除去債務の会計処理と税務上の申告調整、税効果会計上の会計処理のまとめ

時点情報	会計/税務上の取扱い	資産除去債務に関する会計処理等	
		資産側の会計処理	負債側の会計処理
 資産取得時 (資産除去債務発生時)	会計処理	<b>対象資産</b> ▶ 除去対象資産と同じ勘定科目にて資産計上。	<b>資産除去債務</b> ▶ 資産除去債務(負債)の計上。
	申告調整	税務上加算調整(発生時に減算するのに対し、将来においては加算を行うため、 <b>将来加算一時差異</b> )となる。	税務上加算調整(発生時に加算するのに対し、将来においては減算を行うため、 <b>将来減算一時差異</b> )となる。
	税効果会計	$(\text{法人税等調整額}) / (\text{繰延税金負債})$ ▶ 将来加算一時差異に対して繰延税金負債を計上。	$(\text{繰延税金資産}) / (\text{法人税等調整額})$ ▶ 将来減算一時差異に対して繰延税金資産を計上。回収可能性の検討が必要。長期性の一時差異には該当しないものと思われる。
 期間経過 (資産計上から除去まで)	会計処理	$(\text{減価償却費}) / (\text{減価償却累計額})$ ▶ 取得時に計上された資産に対し、減価償却費を計上することで帳簿価額が減少する。また、減損の検討対象にもなる。	$(\text{利息費用}) / (\text{資産除去債務})$ ▶ 資産除去債務残高に対して利息費用を計上することで資産除去債務残高が増加する。なお、重要性により利息費用を計上しない場合もある。
	申告調整	税務上減価償却も否認。加算調整(将来加算一時差異の減少)。	税務上利息費用も否認。加算調整(将来減算一時差異の増加)。
	税効果会計	$(\text{繰延税金負債}) / (\text{法人税等調整額})$ ▶ 資産除去債務計上時の将来加算一時差異が減少するため、相当額の繰延税金負債を取り崩す(繰延税金負債の減少)。	$(\text{繰延税金資産}) / (\text{法人税等調整額})$ ▶ 資産除去債務の増加により将来加算一時差異が増加するため、繰延税金資産を計上(繰延税金資産の増加)。
 資産除去実行 (法律又は契約に基づく除去)	会計処理	$(\text{減価償却累計額}) / (\text{対象資産})$ $(\text{固定資産除却損}) / (\text{対象資産})$ ▶ 対象資産の除去に伴い取得価額、減価償却累計額を取り崩す。結果、帳簿価額分の資産残高が減少する。	$(\text{資産除去債務}) / (\text{現預金等})$ $(\text{資産除去債務}) / (\text{履行差額})$ ▶ 債務履行により資産除去債務を取り崩し、実際発生額との差額は「履行差額」として処理(貸借いずれにも発生する可能性あり)
	申告調整	減価償却後の残額を全て加算調整(将来加算一時差異の残額を取崩)。	利息費用部分を含めた全額を減算調整(将来減算一時差異の残額を取崩)。
	税効果会計	$(\text{繰延税金負債}) / (\text{法人税等調整額})$ ▶ 将来加算一時差異の内、減価償却を通じて解消した後の残額が全て加算され、残高がゼロとなるため、繰延税金負債も全額を取り崩す。	$(\text{法人税等調整額}) / (\text{繰延税金資産})$ ▶ 利息費用部分も含めた将来減算差異の全て減算され、残高がゼロとなるため、繰延税金資産の全額を取り崩す。

最初に資産除去債務を計上する際、資産/負債は同額を計上する。

繰延税金資産と繰延税金負債の発生額が同額の場合、法人税等調整額は発生しないが、繰延税金資産には回収可能性の検討が必要であることに注意が必要。

対象資産は減価償却により減少、資産除去債務は利息費用により増加するのが特徴。

対象資産は一時差異が減少していくのに対し、資産除去債務は一時差異が増加していく。いずれも税務上は加算調整が必要。

資産除去実行時には対象資産、資産除去債務いずれも取り崩されゼロとなる。履行差額は借方、貸方いずれにも発生する可能性がある。

将来加算一時差異、将来減算一時差異のいずれも無くなることから、繰延税金資産、繰延税金負債いずれも全額と取り崩す

対象資産(資産)、資産除去債務(負債)のいずれも税務上否認されるため、資産及び負債の計上時において課税所得への影響は無い。しかし、期間経過中、**減価償却費**と**利息費用**の**加算調整**が必要なことから、企業会計上の利益と課税所得に差が出ることになる。最終的に対象資産の**除去実行時**に加算調整した額はいずれも**減算**されるため、総合的には加算額と減算額は一致する。